

PCB廃棄物の適正処理について

電気機器の更新や建物の解体等に伴って発生するPCB廃棄物は、廃棄物処理法及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下PCB特別措置法という)に基づき、事業者及び事業を廃止した個人等(排出事業者)において適切に保管及び処分を行うとともに、保管・処分等の届け出が義務付けられています。

また、PCB使用製品を含めたPCB廃棄物は、処分期間内に必ず処分しなければなりません。

PCB特別措置法(抜粋)

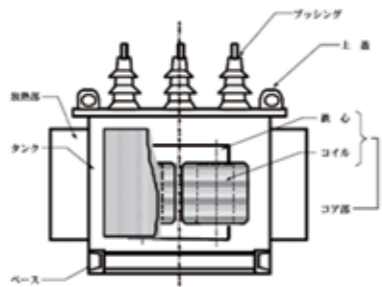
- ◆PCB廃棄物保管者は、PCB廃棄物を**自らの責任において**確実かつ適正に処理しなければならない。(第3条)
- ◆PCB廃棄物保管者等は、毎年度PCB廃棄物の保管及び処分の状況に関し、環境省令で定める事項を**都道府県知事又は政令市長に届け出なければならない**。(第8条、第15条、第19条)
- ◆PCB廃棄物保管者は、**政令で定める期間内に**、PCB廃棄物を自ら処分し、又は**処分を他人に委託しなければならない**。(第10条、第14条、第18条)
- ◆何人も、環境省令で定める場合のほか、**PCB廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはならない**。(第17条)

PCB廃棄物について

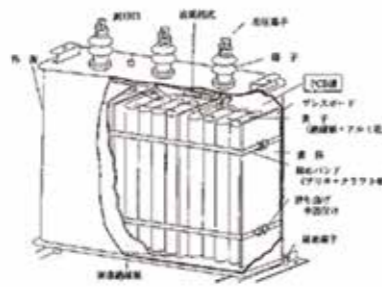
PCBIは、絶縁性・不燃性などの特性により、トランス・コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていましたが、昭和43年にカネミ油症事件が発生するなど、その毒性が社会問題化し、わが国では昭和47年以降その製造が行われていません。

PCB廃棄物の具体例

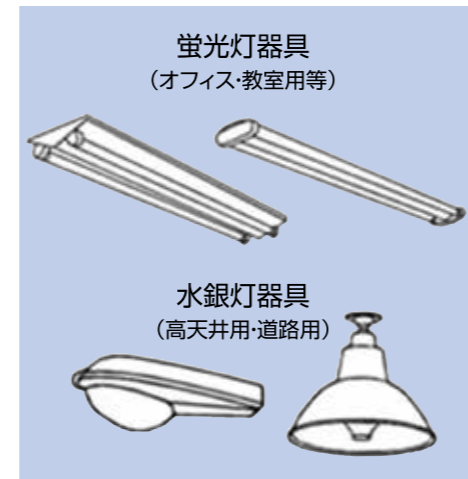
○高圧トランス



○高圧コンデンサ



○蛍光灯・水銀灯用コンデンサ



※ 銘板確認作業は、感電の恐れがあり大変危険です。必ず電気保安技術者に依頼してください。

画像出典:環境省ホームページ(<http://pcb-soukishori.env.go.jp/list/>)

処理の期間について

平成28年8月1日にPCB特別措置法が改正施行され、**高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の処分期間は令和3年3月末で終了しました。万一発見された場合は、速やかに本市へご連絡ください。**

低濃度PCB廃棄物

令和9年(2027年)3月31日まで

■処分先

低濃度PCB廃棄物

無害化処理認定施設

※認定施設については環境省ホームページ
(<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>)



PCB廃棄物を保管する事業者の責任

●保管及び処分状況等の届出

大阪市内でPCB廃棄物を保管している事業者等は、その前年度のPCB廃棄物の保管及び処分の状況等に関して毎年度4月1日から6月30日までに大阪市長に届け出なければなりません。

●譲渡し及び譲受けの制限

何人も、PCB廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはいけません。

●承継の届出

事業者等の地位を承継したものは、その承継があった日から30日以内に、その旨を大阪市長に届け出ることになっています。

●特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

PCB廃棄物の処理に関する業務を適正に行わせるために、事業所ごとに廃棄物処理法に基づく「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置かなければなりません。

●PCB廃棄物の適正な保管

PCB廃棄物の保管にあたっては、廃棄物処理法に基づく「特別管理産業廃棄物保管基準」に従わなければなりません。

上記に違反した場合、懲役または罰金等が科せられる場合があります。

大阪市ホームページでサイト内検索

PCB廃棄物

検索